

一般社団法人世界こどもワクチン基金 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人世界こどもワクチン基金と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ワクチンがあれば防げる病気で命を落としている開発途上国の子どもたちへ、ワクチンを中心に保健医療全般を援助して、感染症から命を守る活動を行うと共に、日本の寄付文化の発展と、非営利団体の活動の底上げをはかることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 開発途上国の子どもたちへワクチンを援助するための募金活動
2. 難民、人身売買、保健医療等の国際問題の啓蒙、援助事業
3. 医療上の援助事業
4. 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）を普及する事業
5. 第2号以下に掲げる事業を実施するための募金活動及びイベント事業
6. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。

2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
3. 除名されたとき。
4. 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第15条 当法人には理事3名以上を置く。

(選任等)

第16条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらに準ずるものとして当該理事と政令で定めるその他特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任理事又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第19条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第25条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 基金

(基金の拠出)

第26条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第29条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 後藤慎治 菅原大司 三ツ橋聡

設立時代表理事 後藤慎治

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都港区芝浦2丁目1番5-801号

設立時社員 後藤慎治

住 所 東京都新宿区神楽坂3丁目1番地15

設立時社員 菅原大司

住 所 埼玉県蕨市錦町5丁目7番1号

設立時社員 三ツ橋聡

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人世界こどもワクチン基金設立のため、設立時社員後藤慎治外2名の定款作成代理人小林章浩は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年8月18日

設立時社員 後藤慎治 菅原大司 三ツ橋聡

上記設立時社員3名の定款作成代理人

住所 東京都新宿区北新宿3丁目2番16-1006号

氏名 行政書士 小林章浩